

「街路事業における事業効果の定量化（費用便益分析）に向けた調査検討業務委託」 に関する技術提案説明書

1. 業務の名称および概要

1) 業務名称

街路事業における事業効果の定量化（費用便益分析）に向けた調査検討業務委託

2) 業務目的

公共事業は、効果的・効率的な遂行や透明性確保の観点から、事業開始前や事業中などの各段階において事業の必要性・妥当性・実現見通し等を評価することが求められている。大阪市においても、街路事業は「大阪市建設事業評価実施要項」に基づき、随時、事業の進捗状況とあわせて、費用便益比（B/C）に代表される効果指標を用いて事業の効果や必要性等に対する評価を行い、事業継続の適否等の判断を行っている。

そのような中、B/C を用いた評価においては、基本的に国土交通省による「費用便益分析マニュアル」に基づき一律に定量化（貨幣価値換算）しており、当該路線を整備する前後における交通量の変化量を用いて3項目（「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」）に限定して貨幣価値換算している。

一方で、街路事業における事業効果（便益）は、上記3項目以外にも存在するものの、対象地域や整備内容など、個別の特性に応じた多様な発現効果があることから、全国共通の便益としては、その算定式や原単位（貨幣価値）が設定されていない状況である。

本業務は、大阪市域における街路事業の事業評価を行うにあたり、本市の地域特性や事業特性等を踏まえた事業効果を多面的かつ定量的に評価する便益を設定するとともに、その算定手法について検討・提案し、大阪市版の費用便益分析マニュアルとして取りまとめ、これに基づき事業中路線等（計28路線）の便益算定を行うことを目的とする。

3) 業務内容

本技術提案説明書には主な業務内容のみを記載しているため、詳細は特記仕様書（案）を参照すること。

4) 技術の提案

本業務においては、次の2点について高度な技術的検討が必要となるため、技術提案を受けた上で業務を進めるものとする。

- ① 都市計画道路の事業評価にあたっては、基本的に国土交通省による「費用便益分析マニュアル」に基づき、「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」の3便益について貨幣価値化し、それを基に費用便益比（B/C）として評価を行っている。今後、本市独自の費用便益分析マニュアルを策定するにあたっては、本市の地域特性や事業特性等を的確に把握し、それらを基に、発現する事業効果を広範かつ多面的、適切に便益として抽出するとともに、事業コストの実態や不確実性を踏まえた総合的な評価手法を検討する必要がある。

については、本市の特性を踏まえ、事業コストの実態と合わせた独自の事業効果を抽出するにあたっての視点や課題を列挙し、抽出した事業効果を便益として定量化しマニュアルとして整理するための検討プロセスを述べるとともに、列挙した課題を解決する手法について述べること。

- ② 本市の地域特性や事業特性等を踏まえた便益を定量的に評価するにあたっては、本市独自の原単位（貨幣価値の基礎額）を設定する必要がある。本検討においては、原単位設定に向けた調査手法のひとつである CVM（仮想評価法：Contingent Valuation Method）による WTP（支払意思額：Willingness to Pay）等のアンケート調査を想定している。なお、アンケート調査については支払い意思額を適切に推定（過大な推定とならないよう）するために、事業の効果が及ぶ範囲を予想した上で、適切な調査内容や調査方法等の設定が必要である。

については、本市の特性等を的確に反映した原単位の設定に向けたCVMによる調査を行うにあたっての課題を列挙し、その解決方法について述べるとともに、CVMによる調査結果を原単位として適切に取りまとめるにあたっての検討プロセスについて述べる。

5) 業務履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約日 ~ 令和10年3月31日

6) 履行場所

大阪市内の都市計画道路

7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ① 電子データ 2部 (CD-R または DVD-R)
- ② 紙ベース 2部 (A4判パイプ式ファイル)

8) その他

本業務の特記仕様書(案)は別添資料のとおりである。

2. 公募資料の交付方法

本市建設局のホームページ上からダウンロードする。

【大阪市 HP→組織一覧→建設局→入札契約情報→業務委託入札→建設局公募型プロポーザル方式発注案件(街路事業における事業効果の定量化(費用便益分析)に向けた調査検討業務委託)】

3. 技術提案書の提出者に必要とされる要件

1) 参加表明時において、技術提案書の提出者に必要とされる要件は次のとおりである。

(単体企業に関する条件)

- ① 建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「道路部門」および「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。(建設コンサルタント登録を証明する書類の写しを添付すること)
- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務実施上の条件として、平成27年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の業務実績を満たすものとする)。
なお、1つの契約業務に2つの規定業務が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

【規定業務】

1. 「費用便益分析」に係る業務
2. 「事業評価」に係る業務

(共同企業体の構成員に関する条件)

- ① また、共同企業体により参加する場合は、共同企業体の構成員全体で建設コンサルタン

ト登録規定（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「道路部門」かつ「都市計画及び地方計画部門」の登録を受け、代表者が令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿の種目「500建設コンサルタント」に登録していること。

- ② 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていない者。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者。
- ④ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しない者。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届（様式-6の1）および業務委託特別共同企業体協定書（様式-6の2）の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他の構成する共同企業体または単体で参加することはできない。
- ⑦ 業務実施上の条件として、平成27年度以降に完了した、次に示す「規定業務1、2」の両方について、元請けとして、官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による業務実績を有していること。（共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の業務実績を満たすものとする）。
なお、1つの契約業務に2つの規定業務が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

【規定業務】

1. 「費用便益分析」に係る業務
2. 「事業評価」に係る業務

2) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

① 配置予定技術者の資格

各配置予定技術者は、所属する組織との直接的な雇用関係を有している者であり、それぞれ以下の資格を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当またはRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。

<管理技術者>

下記ア～エの資格のうちいずれに該当する者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「道路」または「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一道路」または「建設一都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。
- エ. RCCM（「道路」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。

<照査技術者>

下記ア～エの資格のうちいずれに該当する者とする。

- ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「道路」または「都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設一道路」または「建設一都市及び地方計画」）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。
- ウ. 上記ア・イと同等の能力と経験を有する者。（ただし、国土交通大臣（旧建設大臣）が同程度の知識及び技術を有する者と認定した者。
- エ. RCCM（「道路」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、登録を受けている者。

② 配置予定技術者の業務実績

<管理技術者>

平成 27 年度以降の官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による、次に示す「規定業務 1、2」の両方について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

なお、1つの契約業務に2つの規定業務が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

【規定業務】

1. 「費用便益分析」に係る業務
2. 「事業評価」に係る業務

<照査技術者>

平成 27 年度以降の官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による、次に示す「規定業務 1、2」の両方について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

なお、1つの契約業務に2つの規定業務が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。

【規定業務】

1. 「費用便益分析」に係る業務
2. 「事業評価」に係る業務

<担当技術者>

平成 27 年度以降の官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注による、次に示す「規定業務 1、2」のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した実績を有していること。共同企業体により参加する場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

【規定業務】

1. 「費用便益分析」に係る業務
2. 「事業評価」に係る業務

③ 配置予定技術者の参加表明時点での手持ち業務量

<管理技術者>

全ての手持ち業務（管理技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務）の契約金額の合計が 10 億円未満かつ件数が 10 件未満であること。

<担当技術者>

全ての手持ち業務（管理技術者及び担当技術者となっている他の業務のうち 500 万円以上の業務）の契約金額の合計が 10 億円未満かつ件数が 10 件未満であること。

※なお、一つの担当技術者の枠に対して、2名以上の担当技術者を配置しようとする場合は、それらの担当技術者について記載することは差し支えないが、2人目以降の担当技術者については配置予定技術者の評価対象外とする。

4. 参加表明

1) 提出書類

参加希望の者は、掲示の日から令和8年3月27日(金)17時30分までに、大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)まで①～⑤を持参により提出すること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は⑥⑦も提出すること。

なお、本プロポーザルの提案資格の審査及び確認のために、書類の追加提出を求める場合がある。

- ① 参加表明書(様式-1)
- ② 企業の業務実績書(様式-2)
- ③ 業務実施体制書(様式-3)
- ④ 配置予定技術者経歴書(様式-4)
- ⑤ 配置予定技術者実績書(様式-5)
- ⑥ 業務委託特別共同企業体結成届(様式-6の1)
- ⑦ 業務委託特別共同企業体協定書(様式-6の2)

2) 参加表明書等の作成方法

参加表明書及びその他必要書類は様式-1～6(A4判)に示されるとおりとする。なお文字サイズは10ポイント以上とする。

3) 参加表明書等の内容の留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去10年間の規定業務に関する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書の提出者が過去に受託した3.1)に規定する業務の実績について1件以上記載する。 ・記載する業務は、平成27年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注の元請けによる業務とする。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容が分かる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載様式は様式-2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1枚以内に記載する。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・各配置予定技術者の兼任は認めないものとする。 ・共同企業体により業務を実施する場合は、以下の事項に留意の上、業務分担について記載すること。備考欄に共同企業体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 共同企業体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ② 各構成員は、実施する分担業務に応じて1名以上の担当技術者を配置すること。 ③ 代表者が管理技術者、照査技術者を配置すること。 ④ 1つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の協力を得て業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに再委託先または協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

	<p>なお、作成にあたっては、過去に実施した類似案件のプロポーザルにおいて意見聴取を行った学識経験者と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。・記載様式は様式-3とする。</p> <p>※主たる部分とは、本業務における調査業務や、印刷などの軽微な業務を除く部分とし、設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断、解析業務における手法の決定並びに技術的判断、またその他設計業務等に係る仕様書に定める事項とする。(以下同様)</p>
<p>予定技術者の経歴等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の各技術者について、経歴等を記載する。 ・規定業務の実績を1件以上記載する。なお、記載する業務は、平成27年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注の元請けの技術者として実施した業務を対象とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・記載様式は様式-4とする。 ・各配置予定技術者の所属する組織との直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。
<p>予定技術者の過去10年間の規定業務に関する実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の技術者が過去に従事した規定業務の実績について1件毎記載する。 ・記載する業務は、平成27年度以降に完了した官公庁、地方道路公社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)発注の元請けの技術者として実施した業務とする。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。 ・記載する様式は様式-5とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。

4) 参加表明書及びその他必要書類の提出方法、提出先及び提出期限

① 提出方法

参加表明書等は、提出書類確認のため持参すること(郵送等は認めない)。

② 提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課(工事監理担当)

③ 提出期限

令和8年3月27日(金)17時30分

5) 参加表明書及びその他必要書類に関する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面(書式自由、A4判とする)により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒 559-0034

大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6 階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

電話：06-6615-6664

e メールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp（件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。）

II. 質問の受付期間

掲示の日から令和 8 年 3 月 18 日（水）17 時 30 分（必着）

- ② 質問に対する回答は、令和 8 年 3 月 23 日（月）より、本市建設局のホームページに掲載する。なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

6) 技術提案書の提出者の選定

技術提案書の提出者の選定は、参加表明書とともに提出される書類をもとに以下の基準で資格審査して行うものとする。

① 技術提案書の提出者の資格審査基準

資格審査基準については、別紙 A のとおりとする。

② 技術提案書提出者の選定結果の通知

技術提案書の提出者の選定結果は、令和 8 年 4 月上旬頃に書面にて参加者に通知する。

7) 非選定理由に関する事項

参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して 5 日（休日を含めない）以内に、書面（様式自由、A 4 版とする）にて非選定理由について説明を求めることが出来る。ただし説明請求は持参による。

① 受付場所 4. 4) に同じ

② 受付時間 9 時～17 時 30 分（ただし、12 時 15 分～13 時は除く）

5. 技術提案書の特定

1) 技術提案書の作成

本市より技術提案書の提出を要請された者は、以下に示す事項に留意して書類を作成の上、提出すること。

また、提案にあたっては、テーマに対する検討項目及び取組方法について提案するものであり、成果の一部または全ての提出を求めるものではない。

2) 技術提案書の作成方法

技術提案書は様式 7～10（A 4 版）とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。なお、提案書（様式 7 を除く）に社名、社印、ロゴマークなどを入れないものとする。また、本文中にも社名等が特定できる記述を含めないこと。

3) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針・実施フロー・工程表	・業務の実施方針、業務フロー、工程計画について簡潔に記載する。 ・記載様式は様式 8 とする（A 4 判片面 1 枚）。
特定テーマに対する技術提案	・特定テーマに対する検討項目、取組方法を具体的に記載する。既存資料の他に、新たに調査等が必要である場合には、業務に必要な調査等として明記する。 ・記載にあたり、概念図、出典を明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることは支障ない。 ・記載様式は様式 9 とし、テーマ毎に A 4 判片面 4 枚以内に記載

	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書作成にあたり、他の者の協力または学識経験者等の助言を受けることはできるが、技術提案書にその旨を記載する。なお、作成にあたっては、過去に実施した類似案件のプロポーザルにおいて意見聴取を行った学識経験者と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・提出要請書に対する意見、特記仕様書等に示される業務内容に対する代替案等があれば記載する。なお、代替案については業務内で実施するものとし、見積書の算出に含めること。 ・記載様式は様式-10とし、A4判片面1枚以内に記載する。
見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な経費を算出し、本業務に係る見積書を提出する。 ・見積書が、業務規模の上限額を上回っている場合には特定しない。 ・記載様式は特に定めないが、A4判1枚に内訳が分かるものを記載する。

4) 業務規模

業務規模の上限を5,000万円（消費税及び地方消費税込み）とする。

5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6) 技術提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

7) 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

ただし、資料の撮影やコピー、スキャンその他あらゆる複製はできない（メモは可）。

① 資料名：

- ・都市計画道路の整備効果に関する検討業務委託
- ・平成23年度 都市計画道路の整備効果に関する検討業務委託
- ・令和7年度 街路整備推進調査業務委託

② 閲覧場所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当） 電話 06-6615-6664

③ 閲覧期間：技術提案者の決定通知を受領した日から技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日

9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

8) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期限

① 提出方法：技術提案書は、電子メールにより受付を行う。

② 提出先：eメールアドレス: la0083@city.osaka.lg.jp で件名は「プロポーザル方式についての技術提案書」とする。受領後、着信確認のメールを送付する。

③ 提出期限：令和8年5月1日（金）17時30分 必着

9) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価項目、評価基準は別紙Bのとおりとする。また、参加表明時に提出した

書式と様式ー7～10を併せて審査を行う。

10) ヒアリング

技術提案書提出後、必要に応じてヒアリングを行うことがある。

- ① ヒアリングを実施する場合は、場所、時間、留意事項等を別途通知する。
- ② ヒアリング時の追加資料は受理しない。

11) 技術提案書に関する質問の受付および回答

- ① 質問は、書面（書式自由、A4判とする）により行うこととし、持参、電子メールにより受付を行う。

I. 質問の受付先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階

大阪市建設局企画部工務課（工事監理担当）

電話：06-6615-6664

eメールアドレス：la0083@city.osaka.lg.jp（件名は「プロポーザル方式についての質問」とする。受領後、着信確認のメールを送信する。）

II. 質問の受付期間

令和8年4月20日（月）17時30分（必着）

持参する場合は上記期間の本市の休日を除く17時30分まで

- ② 質問に対する回答は、令和8年4月24日（金）より、本市建設局のホームページに掲載する。なお、質問内容によっては上述の期限より前に、本市建設局のホームページに掲載する場合がある。

12) 技術提案書の特定について

- ① 提出された技術提案書の中から、9)により最も優れた技術提案書を特定することとしているが、技術提案書のうち提案内容に関する評価点（実施方法、実施フロー、工程表、その他、及び特定テーマに関する評価点合計）の得点率が50%未満の場合で、当該業務の内容に適合した履行がなされない恐れがあると本市が判断した場合は、技術提案書の特定は行わない。
- ② 技術提案書の特定及び非特定の結果は、書面にて令和8年6月上旬頃に参加者に通知する。
- ③ 技術提案書を特定された者との契約締結は、技術提案書の特定結果の通知後、1か月（予定）で行うこととする。

13) 非特定理由に関する事項

- ① 提出した技術提案書が特定されなかった者に対して、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を通知する。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により非特定理由について説明を求めることができる。ただし、説明請求は、書面のみで受け付けるものとする。
- ③ 上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により行う。
- ④ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
 - I. 受付場所：4. 4)の提出場所と同じ
 - II. 受付日時：9時～17時30分（ただし、12時15分～13時は除く）

6. その他の留意事項

- 1) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2) 参加表明書及びその他必要書類、技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出された参加表明書または技術提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置

を行うことがある。

- 3) 参加者のうち、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項に規定する者に該当することとなった場合、または大阪市の契約に係る入札参加停止を受けた場合は、提出された技術提案書を無効とする。
- 4) 参加表明書及び技術提案書について提出期限を過ぎて提出された場合は、いかなる理由があろうとも本プロポーザルに参加する資格を失うものとする。ただし、提出された資料の内容確認のために、補足資料の提出を求める場合がある。
- 5) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は返却しない。ただし、本市は提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書は技術提案書の特定以外に無断で使用しないものとする。
技術提案は、その提案内容が工業所有権等の排他的権利による制約がなく一般的に使用されているものである場合は、本市は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。なお、工業所有権等とは、工業所有権（特許、実用新案、意匠、商標）及び著作権等の知的財産権とする。
- 6) 提出された参加表明書及びその他必要書類、技術提案書については、公開請求の対象としない。
- 7) 技術提案書提出後において、技術提案書に記載された内容の変更を認めない。
また、技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- 9) 技術提案説明書配布後、本プロポーザルに関する事項について、受託者選定手続きについて意見聴取を行う学識経験者を有する委員会の委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。
- 10) 技術提案書特定の通知後、契約締結までに技術提案書を提出した者が、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- 11) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたとき及び同要綱別表に掲げるいずれかの措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- 12) 参加表明書提出後および契約締結後の履行期間中は管理技術者の手持ち業務量が契約金額で 10 億円、件数で 10 件未満となるようにすることとし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を以下の a) ～ c) までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続させる場合であっても、本業務の業務成績評価に厳格に反映させるものとする。
 - a) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
 - b) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
 - c) 手持ち業務量が当該業務の技術提案説明書において設定している予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- 13) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式-11）を提出すること。
- 14) 契約締結後、技術提案書に記載した内容については、原則履行しなくてはならない。ただし、監督職員から別途指示がある場合は除く
- 15) 本プロポーザルに係る契約の締結については、令和 8 年度大阪市予算成立を条件とする。予算が成立せずに契約締結を行わない場合に、実施事業予定者において損害が生じても、その損害について本市は一切負担しない。

資格審査基準

別紙 A

〔街路事業における事業効果の定量化(費用便益分析)に向けた調査検討業務委託〕

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
参加表明書の経験と能力	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「道路部門」および「都市計画及び地方計画部門」の両方に登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。 (共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)	
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1, 2」の両方について、元請けとして業務実績(※1)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務1, 2」を有していること) なお、1つの契約業務に「規定業務1, 2」が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容	次に示すア～エのいずれかの条件を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」または「都市及び地方計画」とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門(選択科目:「建設-道路」または「建設-都市及び地方計画」)に合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(登録部門:「道路」又は「都市計画及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
	管理技術者	専門技術力	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1, 2」の両方について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1, 2」が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務 また、規定業務の内容が「費用便益分析マニュアル」作成もしくは基本3便益以外の便益作成に関する業務である場合は、技術者評価基準に基づく評価点を加点する。	様式-5を審査する
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する

配置 予定 技術 者の 経 験 及 び 能 力	照 査 技 術 者	資 格 要 件	技術者資格、その専門分野の内容	次に示すア～エのいずれかの条件を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」または「都市及び地方計画」とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門(選択科目:「建設－道路」または「建設－都市及び地方計画」)に合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(登録部門:「道路」又は「都市計画及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4 を 審 査 す る
		専 門 技 術 力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示す「規定業務1, 2」の両方について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1, 2」が含まれている場合は、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務 また、規定業務の内容が「費用便益分析マニュアル」作成もしくは基本3便益以外の便益作成に関する業務である場合は、技術者評価基準に基づく評価点を加点する。	様式-5 を 審 査 す る
	担 当 技 術 者	専 門 技 術 力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成27年度以降に、次に示す規定業務(1, 2)のいずれか又は両方について、元請けの技術者として従事した実績(※1)を有していること。 【規定業務】 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務 また、次に示す「規定資格」の技術資格を有する場合は、技術者評価基準に基づく評価点を加点する。 【規定資格】 次のア～エのいずれかに該当していること。 ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」または「都市及び地方計画」とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 イ. 技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門(選択科目:「建設－道路」または「建設－都市及び地方計画」)に合格し、同法による登録を受けている者。 ウ. 国土交通大臣(旧建設大臣)に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 エ. RCCM(登録部門:「道路」又は「都市計画及び地方計画」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-5 を 審 査 す る
			専 任 性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が10億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。

業務実施体制	その他留意事項	<p>担当技術者の人数は、少なくとも1人以上配置することを想定しているものであり、2人以上の技術者の配置を妨げるものではない。</p> <p>なお、2人目以降の担当技術者については配置予定技術者の評価対象外とする。</p>	
	業務実施体制の妥当性	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 	様式-3を審査する

※1:過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

※2:地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、独立行政法人都市再生機構、鉄道事業者(特定目的鉄道事業者は除く)または軌道経営者を含む。

[参考]共同企業体の資格審査基準の対象

評価項目				共同企業体の資格審査基準(案)		
				代表構成員	全ての構成員	いずれかの構成員
参加表明者の 経験と能力	資格要件	技術登録部門	建設コンサルタント登録 道路部門かつ都市計画及び地方計画部門	○		
	専門技術力	成果の確実性	過去10年間の業務実績の内容 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務			○※1 ただし、規程業務1,2 それぞれ必要
配置予定技術者 の技術力	管理技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容 道路部門かつ都市計画及び地方計画部門	○		
		専門技術力	過去10年間の業務実績の内容 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務	○※1		
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	○		
	照査技術者	資格要件	技術者資格、その専門分野の内容 鉄道部門かつ都市計画及び地方計画部門	○		
		専門技術力	過去10年間の業務実績の内容 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務	○※1		
	担当技術者	専門技術力	過去10年間の業務実績の内容 1. 官公庁等(※2)発注の「費用便益分析」に係る業務 2. 官公庁等(※2)発注の「事業評価」に係る業務	○※1		
		専任性	手持ち業務の金額及び件数	○		

※1:過去の業務実績が共同企業体の場合には、共同企業体の代表者としてのものに限る。

※2:地方道路公社、高速道路株式会社法に基づく高速道路会社、独立行政法人都市再生機構、鉄道事業者(特定目的鉄道事業者は除く)または軌道経営者を含む。

技術提案書評価基準

〔街路事業における事業効果の定量化(費用便益分析)に向けた調査検討業務委託〕

(1)評価要領および評価表(案)

本業務における特定テーマおよび技術提案書を特定するための評価表は以下のとおりとする。

評価は①～⑩の各項目毎に、次のように点数を計算して

100点満点(小数点第2位まで表示)で総合評価し、最高得点者を特定することを原則とする。

<計算方法>

A の場合は、配点×5/5点 B の場合は、配点×3/5点 C の場合は0点

A' の場合は、配点×4/5点 B' の場合は、配点×2/5点

<p>特定 テ ー マ 1</p>	<p>内容</p>	<p>都市計画道路の事業評価にあたっては、基本的に国土交通省による「費用便益分析マニュアル」に基づき、「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」の3便益について貨幣価値化し、それを基に費用便益比(B/C)として評価を行っている。 今後、本市独自の費用便益分析マニュアルを策定するにあたっては、本市の地域特性や事業特性等を的確に把握し、それらを基に、発現する事業効果を広範かつ多面的、適切に便益として抽出するとともに、事業コストの実態や不確実性を踏まえた総合的な評価手法を検討する必要がある。 ついては、本市の特性を踏まえ、事業コストの実態と合わせた独自の事業効果を抽出するにあたっての視点や課題を列挙し、抽出した事業効果を便益として定量化しマニュアルとして整理するための検討プロセスを述べるとともに、列挙した課題を解決する手法について述べること。</p>
<p>特定 テ ー マ 2</p>	<p>内容</p>	<p>本市の地域特性や事業特性等を踏まえた便益を定量的に評価するにあたっては、本市独自の原単位(貨幣価値の基礎額)を設定する必要がある。 本検討においては、原単位設定に向けた調査手法のひとつであるCVM(仮想評価法:Contingent Valuation Method)によるWTP(支払意思額:Willingness to Pay)等のアンケート調査を想定している。 なお、アンケート調査については支払い意思額を適切に推定(過大な推定とならないよう)するために、事業の効果が及ぶ範囲を予想した上で、適切な調査内容や調査方法等の設定が必要である。 ついては、本市の特性等を的確に反映した原単位の設定に向けたCVMによる調査を行うにあたっての課題を列挙し、その解決方法について述べるとともに、CVMによる調査結果を原単位として適切に取りまとめるにあたっての検討プロセスについて述べること。</p>

(評価シート)

評価項目		評価の着眼点	配点			備考	
			項目別	複数時 配分	項目別 配分		
配 置 予 定 技 術 力 者 の 経 験 及 び 技 術 者 の	管理技術者	過去10年間の規定業務の実績	20	10	5	①	
		専任性(他業務との兼任状況)			5	②	
	照査技術者	過去10年間の規定業務の実績		5	5	③	
	担当技術者	過去10年間の規定業務の実績及び資格要件		5	5	④	
工 程 表 ・ そ の 他 ・ 実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロ ー	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	30	10	10	⑤	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実施手順の妥当性		15	10	⑥	
		業務量把握、人員配置の妥当性			5	⑦	
	その他	重要事項の指摘		5	5	⑧	
特 定 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	特 定 テ ー マ 1	的確性	50	30	5	⑨	
					キーワードの網羅	5	⑩
		実現性			説得力があるか / 提案内容の裏付けがあるか	10	⑪
		独創性			独創的で高度な提案があるか	10	⑫
	特 定 テ ー マ 2	的確性		課題の理解度	20	5	⑬
				キーワードの網羅		5	⑭
		実現性		説得力があるか / 提案内容の裏付けがあるか		5	⑮
		独創性		独創的で高度な提案があるか		5	⑯
合計(100点満点)			100.0				

(2)技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
配置 予定 技術 者の 経 験 及 び 能 力	管理 技術 者	専門 技術 力	過去10年間の 規定業務の実績	管理技術者または照査技術 者として規定業務(両方)の 実績があり、かつ規定業務の 内容が「費用便益分析マニ ュアル」作成もしくは基本3便 益以外の便益作成に関する 業務である	管理技術者または照査技術 者として規定業務(両方)の 実績がある	担当技術者として規定業務 の実績があり、かつ規定業務 の内容が「費用便益分析マ ニュアル」作成もしくは基本3 便益以外の便益作成に関す る業務である	—	担当技術者として 規定業務の実績がある	①
		専 任 性	他業務との 兼任状況	手持ち業務の契約金額の合 計が3億円未満かつ 件数が3件未満	手持ち業務の契約金額の合 計が5億円未満かつ 件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合 計が7億円未満かつ 件数が7件未満	—	手持ち業務の契約金額の合 計が10億円未満かつ 件数が10件未満	②
	照 査 技 術 者	専門 技術 力	過去10年間の 規定業務の実績	管理技術者または照査技術 者として規定業務(両方)の 実績があり、かつ規定業務の 内容が「費用便益分析マニ ュアル」作成もしくは基本3便 益以外の便益作成に関する 業務である	管理技術者または照査技術 者として規定業務(両方)の 実績がある	担当技術者として規定業務 の実績があり、かつ規定業務 の内容が「費用便益分析マ ニュアル」作成もしくは基本3 便益以外の便益作成に関す る業務である	—	担当技術者として 規定業務の実績がある	③
	担 当 技 術 者	専門 技術 力	過去10年間の 規定業務の実績 及び資格要件	規定業務(両方)の実績があ り、かつ規定資格を有してい る	規定業務(いずれか)の実績 があり、かつ規定資格を有し ている	規定業務(両方)の実績があ る	—	規定業務(いずれか)の 実績がある	④

(3)提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
実施 工程 針 表・実 施のフ ロ ー・ そ の 他	業務の 理解度	目的、条件、内容 の理解	業務の背景や必要性とと もに目的、条件、内容の 理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解 が十分とは言えない。	⑤
	業務実施 手順 (フロー・ 工程表)	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当 であり、非常に実効性のある 工程である。	業務の実施手順が妥当 であり、実効性のある工 程である。	業務の実施手順が妥当 である。	—	業務の実施手順が十分と は言えない。	⑥
		業務量の把握、 人員配置の妥当性	業務量の把握が優れて おり、不測の事態にも対 応できる人員配置である。	—	業務量の把握、人員配置 が妥当である。	—	業務量の把握、人員配置 が不十分である。	⑦
	その他	重要事項の指摘	技術提案説明書に示さ れていない独自の視点 での重要な指摘が2つ以 上あり、それぞれについ て対応策が提案されて いる。	技術提案説明書に示さ れていない独自の視点 での重要な指摘があり、 対応策が提案されてい る。	技術提案説明書に示さ れていない独自の視点 での重要な指摘がある。	—	技術提案説明書に示さ れていない独自の視点 での指摘はない。	⑧

特定テーマに対する技術提案	的確性	課題の理解度	地域や事業の特性を踏まえた課題とその解決方法が根拠とともに示されており、理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑨
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑩
	実現性	説得力があるか 提案内容の裏付けがあるか	提案内容に具体性及び説得力、実現性があり、裏付けと具体性についても、特に優れている。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性がなく、裏付けもない。	⑪
	独創性	独創的で高度な提案があるか	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案が3つ以上ある。	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案が2つ以上ある。	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案がある。	—	一般的な検討であり、工夫が見られない。	⑫

特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の理解度	地域や調査手法の特性を踏まえた課題とその解決方法が根拠とともに示されており、理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが60%以上80%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%以上60%未満、記載されている。	必要なキーワードが40%未満であり十分とは言えない。	⑭
	実現性	説得力があるか 提案内容の裏付けがあるか	提案内容に具体性及び説得力、実現性があり、裏付けと具体性についても、特に優れている。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性がなく、裏付けもない。	⑮
	独創性	独創的で高度な提案があるか	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案が3つ以上ある。	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案が2つ以上ある。	課題解決に寄与する独創的な工夫された提案がある。	—	一般的な検討であり、工夫が見られない。	⑯

参加表明に必要な提出書類一覧

	書類名	必須	確認
1	参加表明書（様式－1）	○	
2	企業の過去10年間の規定業務に関する実績書（様式－2）	○	
3	業務実施体制書（様式－3）	○	
4	予定技術者経歴書（様式－4）	○	
5	予定技術者の過去10年間の規定業務実績書（様式－5）	○	
6-1	業務委託特別共同企業体結成届（様式－6の1）		
6-2	業務委託特別共同企業体協定書（様式－6の2）		
7	企業の部門登録、業務実績および配置予定技術者の資格、業務実績を証明できる書類	○	

技術提案書提出に必要な書類一覧

	書類名	必須	確認
1	技術提案書（鏡）（様式－7）	○	
2	業務実施計画書（様式－8）	○	
3	特定テーマに対する技術提案書（様式－9）	○	
4	その他（様式－10）		
5	見積書	○	

参加表明書

業務の名称

街路事業における事業効果の定量化（費用便益分析）に向けた調査検討業務委託

履行の期限

契約日 ～ 令和10年3月31日

標記業務の技術提案書に基づく選定の参加について、関心がありますので技術資料を提出します。

令和 年 月 日

大阪市建設局企画部工事監理担当課長 様

提出者) 住所
電話番号
会社名
代表者
作成者) 担当部署
氏名
TEL
FAX
E-mail

(設計共同企業体の場合は、以下のように記入すること)

住所：共同企業体事務所の所在地
電話番号：共同企業体事務所の電話番号
FAX：共同企業体事務所のFAX
会社名：△△・□□設計共同企業体
代表者：△△(株) 役職名 氏名
□□(株) 役職名 氏名

・企業の過去10年間の規定業務に関する実績書

業務分類	
業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注1：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注2：業務分類には、技術提案説明書 3.1)「業務実施上の条件」において定義した業務を示しておく。

注3：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。

・業務実施体制書

	予定技術者名	所属・役職	担当する分担業務の内容
管理技術者			
照査技術者			
担当技術者	1) 2) 3) 4)		

注1：氏名にはふりがなをふること。

注2：所属・役職については、提出者以外の企業等に所属する場合は、企業名等も記載すること。

注3：担当技術者の人数制限は設けていない。

注4：2人目以降の担当技術者については、配置予定技術者の評価対象外となるため、評価対象の担当技術者は1)の欄に記載すること。

分担業務の内容	備考

注1：設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合または学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先または協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

なお、作成にあたっては、過去に実施した類似案件のプロポーザルにおいて意見聴取を行った学識経験者と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。

注3：上記の注1、注2に該当しない場合は「該当なし」と記載すること。

・ 予定技術者経歴書

〇〇技術者の経歴

ふりがな①氏名		① 生年月日	
② 所属・役職			
③ 保有資格			
技術士(部門： 分野：)登録番号：		・取得年月日：	
RCCM(部門：)登録番号：		・取得年月日：	
その他(名称：)登録番号：		・取得年月日：	
⑤ 業務経歴			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号：	(技術者として従事)		
① 手持ち業務の状況（令和 年 月 日現在）、契約金額500万円以上			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
			〔契約金額 合計 万円〕

注1：「〇〇技術者」は、管理、照査、担当技術者の各名称を記述すること。

注2：資格を証する書面の写しを添付すること。（技術士については、分野を証明できるものを添付すること。（社）日本技術士会発行の技術士登録等証明書の写し、または現況報告書（近畿地方整備局が確認済のもの）の写し等）

注3：各配置予定技術者が所属する組織と直接的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを添付すること。

(様式—6の1)

令和 年 月 日

業務委託特別共同企業体結成届

大阪市建設局 様

共同企業体の名称

〇〇・〇〇特別共同企業体

構成員（代表者）住所

会社名

代表者

構成員

住所

会社名

代表者

この度、下記業務を受託するため、特別共同企業体を結成しましたので、業務委託特別共同企業体協定書の写しを添えて結成届を提出します。なお、この届および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

1. 業務名 街路事業における事業効果の定量化（費用便益分析）に向けた調査検討業務委託

業務委託特別共同企業体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 ○○発注に係る○○業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「○○業務」という。)
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、○○設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和 年 月 日に成立し、○○業務の委託契約の履行後○カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(注) ○の部分には、例えば3と記入する。

- 2 ○○業務を受託することができなかつたときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該○○業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 県○○市○○町○○番地
○○株式会社
- 県○○市○○町○○番地
○○株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産または解散した場合には、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の〇〇業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、〇〇業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が〇〇業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産または解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第 18 条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。 ○○株式会社外○社は、上記のとおり○○設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印
○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

業務委託特別共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

大阪市発注に係る街路事業における事業効果の定量化（費用便益分析）に向けた調査検討業務委託については、業務委託特別共同企業体協定書第 8 条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社 〇〇円

〇〇設計株式会社外〇社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇設計共同体

代表者 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

技術提案書（鑑）

業務の名称 街路事業における事業効果の定量化（費用便益分析）に向けた調査検討業務委託

履行の期限 契約日 ～ 令和10年3月31日

標記業務の技術提案書に関する技術資料を提出します。

令和 年 月 日

大阪市建設局企画部工事監理担当課長 様

提出者) 住所
電話番号
会社名
代表者
作成者) 担当部署
氏名
TEL
FAX
E-mail

(設計共同企業体の場合は、以下のように記入すること)

住 所：共同体事務所の所在地
電話番号：共同体事務所の電話番号
F A X：共同体事務所のF A X
会 社 名：〇〇業務 △△・□□設計共同体
代 表 者：△△(株) 役職名 氏名 印
□□(株) 役職名 氏名 印

特定テーマに対する技術提案書（1）

特定テーマ1

都市計画道路の事業評価にあたっては、基本的に国土交通省による「費用便益分析マニュアル」に基づき、「走行時間短縮便益」、「走行経費減少便益」、「交通事故減少便益」の3便益について貨幣価値化し、それを基に費用便益比（B/C）として評価を行っている。

今後、本市独自の費用便益分析マニュアルを策定するにあたっては、本市の地域特性や事業特性等を的確に把握し、それらを基に、発現する事業効果を広範かつ多面的、適切に便益として抽出するとともに、事業コストの実態や不確実性を踏まえた総合的な評価手法を検討する必要がある。

については、本市の特性を踏まえ、事業コストの実態と合わせた独自の事業効果を抽出するにあたっての視点や課題を列挙し、抽出した事業効果を便益として定量化しマニュアルとして整理するための検討プロセスを述べるとともに、列挙した課題を解決する手法について述べること。

特定テーマに対する技術提案書（2）

特定テーマ2

本市の地域特性や事業特性等を踏まえた便益を定量的に評価するにあたっては、本市独自の原単位（貨幣価値の基礎額）を設定する必要がある。

本検討においては、原単位設定に向けた調査手法のひとつである CVM(仮想評価法:Contingent Valuation Method) による WTP（支払意思額：Willingness to Pay）等のアンケート調査を想定している。

なお、アンケート調査については支払い意思額を適切に推定(過大な推定とならないよう)するために、事業の効果が及ぶ範囲を予想した上で、適切な調査内容や調査方法等の設定が必要である。

については、本市の特性等を的確に反映した原単位の設定に向けた CVM による調査を行うにあたっての課題を列挙し、その解決方法について述べるとともに、CVM による調査結果を原単位として適切に取りまとめるにあたっての検討プロセスについて述べること。

辞退届

業務の名称 街路事業における事業効果の定量化（費用便益分析）に向けた調査検討業務委託

履行の期限 契約日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日

標記業務について、令和 年 月 日付で参加表明書を提出しましたが、下記理由により技術提案書の提出を辞退します。

(辞退理由)

.....のため。

令和 年 月 日

大阪市建設局企画部工事監理担当課長 様

提出者) 住所
電話番号
会社名
代表者
作成者) 担当部署
氏名
TEL
FAX
E-mail